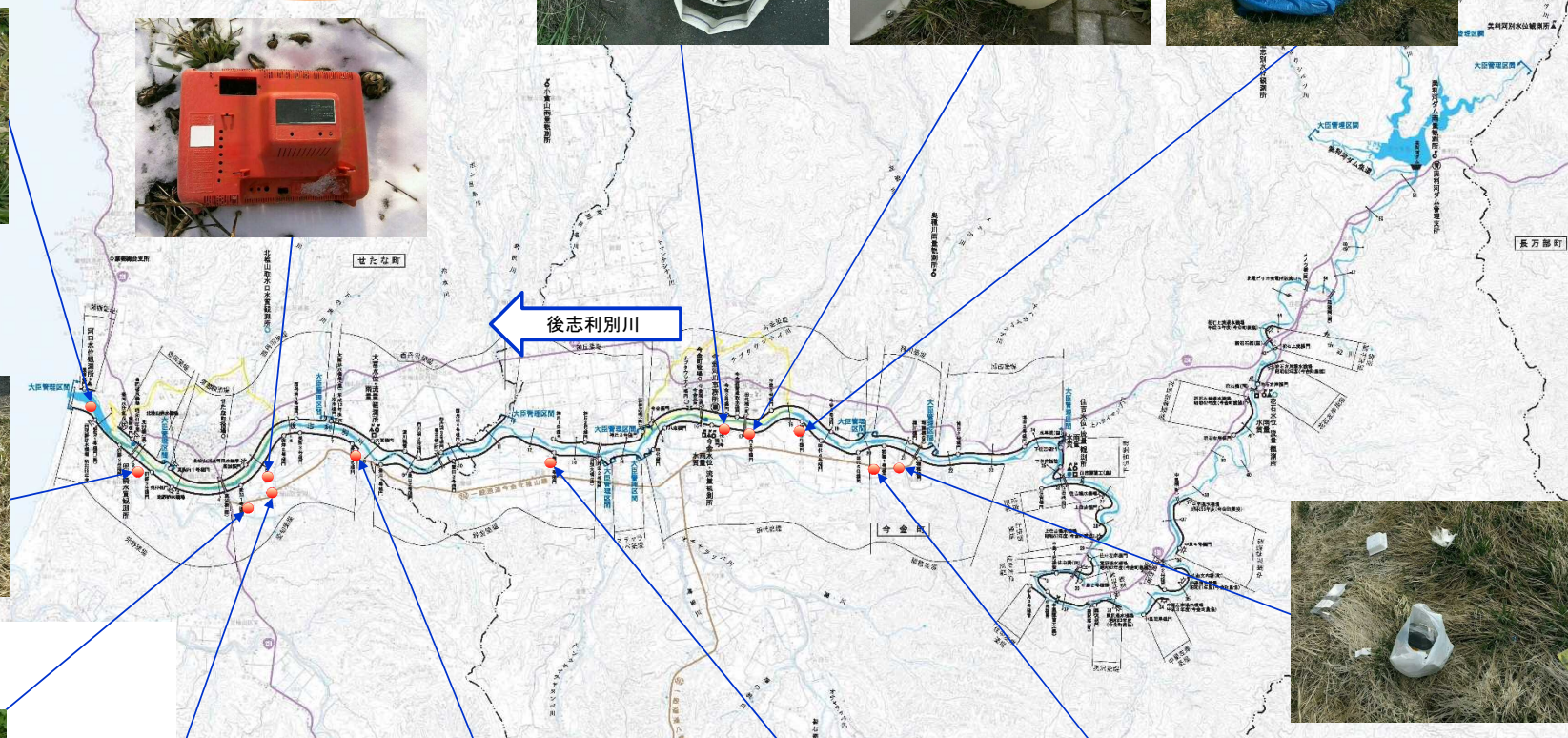


[illegible]

沿線住民・河川利用者のみなさまへ

河川に不法投棄されたゴミは、河川管理上大きな問題です。不法投棄件数は年々減少しておりますが、中流域の今金町市街地でのゴミ投棄は変わらず多い状態です。

河川利用者の方々には将来の環境破壊に繋がる川へのゴミ投棄を慎み、川をきれいに利用していただきますよう、よろしくお願いします。

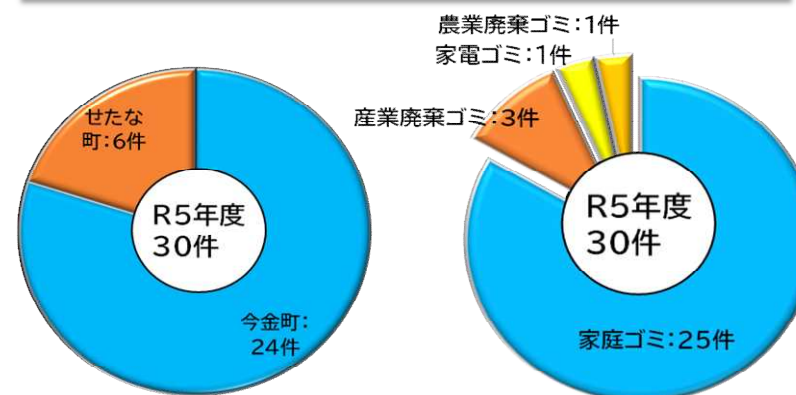
不法投棄は犯罪です



川はゴミ箱ではありません

捨てられたゴミ

不法投棄件数の内訳
(左:各市町村件数、右:ゴミの種類)



(集計件数は令和5年4月から令和5年12月までの件数)

■不法投棄の罰則について知っていますか？■

- ・ゴミの不法投棄の罰則は廃棄物の処理及び清掃に関する法律により「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(廃棄物処理法25条)」です。
- ・さらには投棄した廃棄物の回収や現状復旧の費用を請求される等、多額の費用負担を負うことになります。

☆今金河川事務所からのお知らせ☆

- ・今金河川事務所では禁止看板の設置や河川巡視による監視を行うとともに、NPO法人後志利別川清流保護の会及び地域住民などボランティアと協力し、年2回河川清掃を実施しています。



河川巡視による監視



河口部の清掃



河川清掃